

令和6年 4月1日 ビートルズ活動規約規定

ビートルズSC規約

ビートルズSCモットー「必勝！最高野球」

- 1、挨拶がしっかりできる人になろう！
- 2、野球を楽しもう！
- 3、勝つ喜びを味わえる野球をしよう！

ビートルズSC（スポーツクラブ）規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、ビートルズSC（スポーツクラブ）と称する。

（事務所）

第2条 本クラブ事務所は、代表宅に置く。

第2章 目的及び活動

（目的）

第3条 本クラブは、野球技術の向上のほか、野球を通じた青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（活動内容）

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）野球の技術向上のための練習、練習試合など
- （2）各種の少年野球大会への参加
- （3）その他本クラブの目的達成のために必要な活動

（会員及び入退会）

第5条 会員は、本クラブの目的に賛同する小学校6年生までの者及び指導者とする。

2 会員の入会及び退会は、原則として代表または監督に直接、文書もしくは口頭により行うものとする。

第3章 組織

（役員）

第6条 本クラブに次の役員を置く。

- （1）代表兼監督 1名
- （2）保護者代表 1名
- （3）コーチ 若干名

2 代表者の選出は、各種役員の総決によって決定する。

3 監督、保護者代表、コーチは指導者の中から代表の同意した者のみ就任できるものとする。

4 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 代表は本クラブを代表し、会務を総括する。

2 監督は代表を補佐し、代表に事故あるときはこれを代理する。

保護者代表は、本クラブの会計を総括する。また、保護者代表は、各保護者に分担を任ずることができる。

（会議）

第8条 本クラブの会議は、役員会とする。

2 役員会は、年1回開催するものとする。ただし、代表が必要と認めるときは、臨時に役員会を開催することができる。

（経費）

第9条 この規約は、役員会において審議し、出席者の過半数の決議をもって改正することができる。

第4章 安全と責任

第10条（安全管理）

1 チームは選手の健康管理、安全確保について常に留意し、活動中に事故者の無いよう事前に防止対策を図る。

2 保護者は選手の身体に異常のある時は、監督又は代表に届け出る事。

3 選手は連盟指定の傷害保険に加入しなければならない。

4 代表、監督、事務局は、連携を密にして常に子供の状態を把握し、チームの活動に支障の無いよう努めなければならない。

第11条（責任の範囲）

活動中において、選手及び指導者に万一事故、また第三者に損害を与えた場合、その賠償金の支払いについてはチームの契約した賠償責任保険金額の支払いの範囲とする。

第5章 会計活動

第12条 本クラブの運営に要する経費は、会員の会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

（会計）

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計最終年度に余剰金があるときは、次年度に繰り越すものとする。

第14条（会議）年に一度総会を開催する。

1 総会は次の事項を審議、報告する。

（イ）事業報告、会計報告の審議

（ロ）事業計画、予算計画の審議

（ハ）規約の改正の審議、役員の変更の報告

2 代表は必要に応じ役員を招集し議長となる。

3 総会の議決権者は、各家庭1票とする。

4 出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 代表は必要に応じ臨時総会を電子的手段で開催できる。

第15条 連盟で提訴は禁じられているので行為者は処罰の対象になる。

第16条 その他の必要事項はチーム役員で決定する。

第6章 別則

第17条

チームの円滑、健全な運営を堅持するため次のとおり禁止事項を定め、違背・問題が生じた場合には役員会に諮り、処分する。

1. チーム(選手)は、小学生として又はスポーツ人としての不適切な容姿、行動は避ける。
2. チーム(選手)は、チーム内での暴力及び暴言は禁止する。
3. 役員、監督、コーチの指導者として不適切な容姿、行動は避ける。
4. 暴力団及び反社会的な政治・宗教団体に属する保護者の入団は禁止する。（入団後、発覚の場合は除名）
5. 保護者から指導部に対し選手起用、指導方針、指導方法に対し批判的な意見は禁止する。
6. 保護者から練習及び試合時に、選手に対し直接の指導・罵倒は禁止する。
7. 保護者から特別の事情を除き、直接監督・コーチに電話を入れる行為は禁止する。（事務局の事務連絡を除く。）
8. 選手現役時に保護者より役員に対し、個人的な接待、物品の提供は禁止する。

本規約は2024年（令和6年）4月1日より施行する。

【改正案に関しては右のように記載していく。】2024年3月22日改正

